

陳情事項

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

回答

【1】住民の福祉の増進を基本に、医療・介護・福祉などの社会保障施策において、自治体として必要な事業の充実に努めていきます。

【2】

①ア. 第3期常滑市介護保険事業における保険料の基準月額は3,200円。県下平均3,933円、全国平均の4,090円と比較して低い保険料。現在、第4期の事業計画の策定作業中で、今後、事業量や事業費を見込み算出する中で具体的な額について検討していきます。しかし、昨年度大幅に給付費が伸びており、今年度の実績(4か月間)においても、粗い試算で65歳3,600円前後。また、国の介護報酬の引き上げを考慮すると保険料の引き上げは避けられないと考えられます。

イ. 第1号被保険者の保険料については、能力に応じた負担を求めるという観点から、国が示している標準的な6段階を採用しており、低所得者の負担は軽減されていると考えております。しかし、現在、第4期の事業計画の策定作業中で、今後、事業量や事業費を見込み算出する中で、保険料設定の弾力化について他市町の動向も参考にしながら調査・研究していきます。

なお、今年度も継続している税制改正による介護保険料の減免措置については、来年度も継続していく予定であります。第4期の事業計画の策定作業のなかで、多段階の保険料率の設定についても調査・研究していきます。

②ア. 高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人等利用者負担、境界層の取扱いにより実施しています。

③軽度者に対しては、自立支援に必要な観点から支給することになっております。

生活介護や院内介助については、同居家族の有無のみではなく、個々の具体的な状況に応じて判断します。

④介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設の施設整備については、県の計画に沿って基盤整備されています。

毎年、介護サービスについて市内居宅支援事業(ケアマネ等)にサービスの充足状況の調査をしています。現在のところ短期入所(ショートステイ)以外はほぼ充足していると考えています。

陳 情 事 項

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回 答

⑤介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、事業者における人材確保が非常に難しくなってきました。このことは過去の介護報酬の引き下げが一因であると考えます。常滑市においても例外ではなく、特養に併設する短期入所（ショートステイ）が休止しており現在も再開の予定が立っておりません。

こうしたなか、平成20年5月28日の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が可決・成立し、平成21年4月1日までに介護従事者等の賃金をはじめとする処遇改善のため必要な施策を講ずることとなりました。

現在の状況では、市独自の支援は考えておりませんが、国の介護報酬の改定による介護従事者の処遇改善に期待しているところです。

(2) ①月～金に夕食で実施しており、土日が必要な場合は業者へ依頼できます。ふれあい方式は他の事業（生きがいデイ・お達者クラブ等）で実施しています。

②ア. 現在のところ考えていません。

イ. 社会福祉協議会を通じて、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っています。

(3) ①平成15年1月から65歳以上で身体障がい者手帳の交付のない方も申請に基づき身体や精神に障がいがあり、障がい者に準ずる者として認定を受ければ障がい者控除の対象となります。

②平成20年7月末の要介護認定者は1,669名で、現在のところ要介護認定者全員に申請書を郵送する予定はなく申請に基づいて必要な人に交付します。

また、周知方法については、税の申告時に広報紙への掲載、ケアマネ会議での情報提供や関係施設への文書配布など、効果的な周知に努めます。

2①ひとり暮らし老人への医療費支給は引き続き実施しています。後期高齢者福祉医療は後期高齢者医療の被保険者が対象です。

②広域連合は資格証明書の対象は保険料を納付する資力が十分ありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している人であるとしています。

陳 情 事 項

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

回 答

③県の補助事業でもあり、県の動向を見守っていきます。

④助成について、現在のところ、実施する予定はありません。

3①現在、常滑市では、小学校3年生まで現物給付しています。20年4月に拡大したところであり、当面、現行のとおり実施していきます。

②今年4月から産前は7回、産後は1回無料健診を実施しています。今のところ拡大する予定はありません。

4. ①ア保険税は、医療費の給付が行なえるように、保険税率を決めており、一般会計から繰り入れは、国の基本的な考え方に基づき行われております。

保険税は低所得者への制度として、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度があり、現在の減免制度を拡充する予定はありません。

イ. 本市の国民健康保険税は、被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とすることとなっており、一部の被保険者の均等割額のみ対象から外すことは考えておりません。

ウ. 現在のところ、新たな減免制度を設ける予定はありません。

エ. 現在、本市では所得激減による減免制度は設けておりません。また、現在のところ、新たな減免制度を設ける予定はありません。

②ア. 資格証明書の交付は、国保税収納率向上及び滞納対策の一環として必要と思われ、常滑市は13年4月から「常滑市国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する取扱要領」を定めておりますが、特別な事情がある世帯には、その世帯の実情を把握し、むやみに資格証明書を交付するものではありません。

資格証明書の交付対象世帯には、交付する前に、納税相談に応じるよう求めたり、納付できない

陳 情 事 項

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・

回 答

理由があれば、それぞれの世帯の事情を考慮し、一度に納税できない場合は、分納誓約を交わすなど適切に対応しています。

イ. 公平な税負担を図るため、それぞれの世帯の事情を考慮し、適切に対応してまいります。

③年金天引きは、被保険者の納税の手間をかけないようにするとともに、徴収に係る行政の余分なコストを省くことを趣旨としており、本年10月から実施予定です。
また、条件を満たせば、本人からの申し出により年金天引きを普通徴収へ変更することが可能です。

④一部負担金の減免については、「常滑市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱」に基づいて実施します。

5. ①今後も国制度に則り制度を実施していきます。

②補装具の利用者負担軽減については国制度に則り運用しています。地域生活支援事業については、国制度に準じた利用者負担上限額を設定し運用しており、各利用料を総合した利用者負担軽減策について、移動支援・日中一時支援・訪問入浴は設定しています。それ以外の日常生活用具や地域活動センターは個々に上限額が設けられており、現段階では、総合した軽減策は考えておりません。

③第2期障害福祉計画は、自立支援協議会の作業部会の委員で策定にあっており、委員には、障害者本人や3障害の団体、居宅介護事業所、施設関係者も含まれております。また、計画には障害者や障害者の家族の意見を幅広く把握するために障害福祉サービス利用者の方を対象にアンケート調査を実施し、結果を掲載する予定です。

6. ①健康に対する自覚の高揚を図る趣旨から、一部負担金は今後もお願いしていきます。
特定健診については、個別医療機関で実施しています。また、乳がん検診は、今年度から集団医療機関委託と集団検査機関委託（土曜・日曜日に実施）で実施します。
健診期間の拡大については検討していきます。

②今年度から30・35・40・45・50・55歳の歯科総合健診は個別歯科医療機関で実施しています。

陳 情 事 項

60・70歳の検診は必ず実施してください。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

⑥精神障がいがある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

回 答

60・70歳については別日を設けて集団検診で実施しています。いずれの検診も無料です。

7. ①地方税の年金天引きは、公的年金受給者の納税の利便性を向上させるとともに、徴収事務の効率化を図るため、地方税法が一部改正され、平成21年10月から実施するものです。

【3】1. 2. 3

陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。

陳 情 事 項

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

回 答